

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

第2回会議資料

平成16年4月22日(木)午後1時30分から

大野原町中央公民館3階講義室

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

第2回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会議次第

平成16年4月22日(木)午後1時30分から
大野原町中央公民館3階講義室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 監査委員委嘱状の交付

4 議 事

(1) 報告事項

(1)報告第9号 合併協議会だよりについて

(2) 協議事項

(1)協議第2号 合併の期日(その1)について

(2)議案第8号 合併協議会スケジュール(予定)と会議の進め方(案)について

(3)議案第9号 合併協定項目(案)について

(4)議案第10号 事務事業の調整の基本方針(案)について

(5)議案第11号 新市建設計画策定の進め方(案)について

(3) その他

(1)第3回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について

5 閉 会

報告第9号

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会だよりについて

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会だよりについて、別紙のとおり報告する。

平成16年4月22日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

会 長 平 野 清

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会だよりについて

1 発行目的

合併協議会の内容及び合併に関する情報を広く地域住民の皆様に提供して、合併に関する理解を深めることを目的とする。

2 発行回数

毎月発行予定。創刊号は、5月発行の予定。

3 発行部数

1回ごとの発行部数は、20,000部発行を予定。

4 配布方法

1市2町の広報紙の配布日及び体制に合わせて、各世帯に配布を予定。

協議第 2 号

合併の期日（その 1）について

合併の期日について、次のとおり提出する。

平成 16 年 4 月 22 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

合併の期日（その 1）について
合併の期日については、合併特例法の改正を前提に平成 17 年 10 月 11 日とする。

平成 年 月 日 確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

合併期日の課題

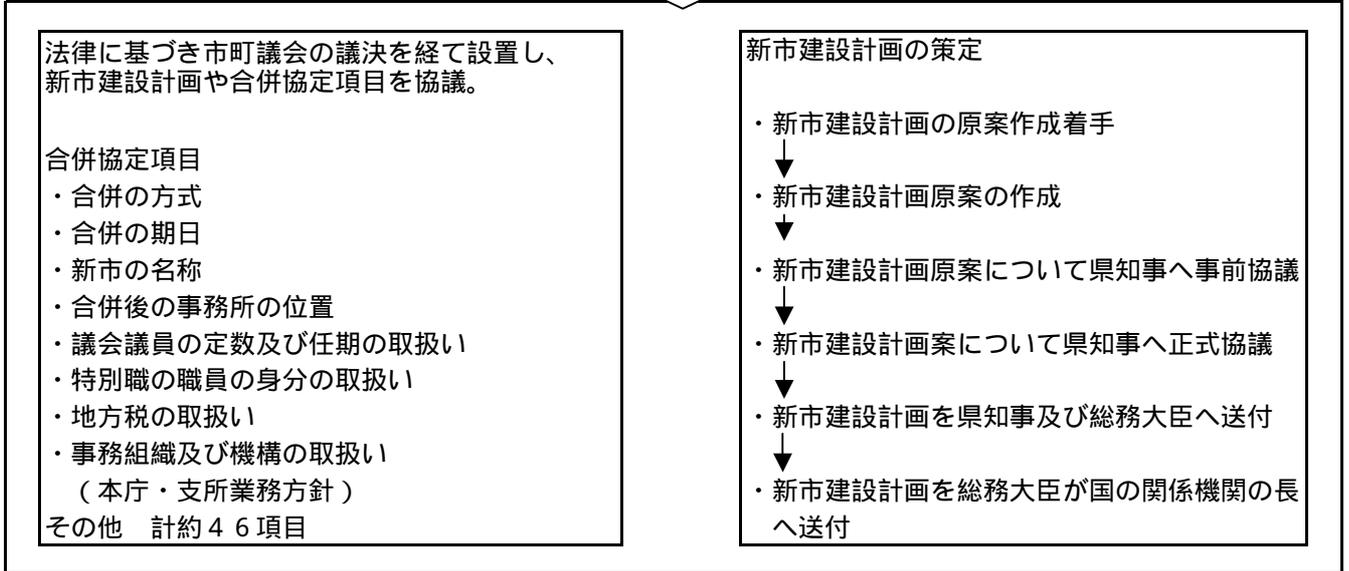
参考資料 1

- ・ 合併の期日とは、合併協定書を締結した日や各市町議会が廃置分合の議決をした日ではなく、県知事への合併申請、県議会の議決、知事の決定、知事から総務大臣に届出、総務大臣告示など、県や国への所要の手続きを経た後、実際に合併する日。
- ・ 住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響（住民サービスや各種事務事業の執行に支障のないように）、合併時に予定される事務事業又は公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況（合併協定項目の協議の進捗、事務事業の調整の進捗）、電算システム統合期間、合併時の事務処理・引継ぎ事務、首長・議会議員の選挙、合併特例法の期限等を総合的に勘案し判断して合併期日を定める。

平成17年10月11日合併

- ・ 合併に係る住民への周知や新市建設計画策定に係る住民説明会の諸準備が容易である。
- ・ 新市の体制づくりに十分な期間が持てる。（事務所の配置、職員の配置、電算システムの統合、条例、規則の制定、調整結果に基づく諸準備、本庁と支所との情報システムの確立、公共施設、庁舎等の表示変更、諸様式の統一化、各種手続き変更の住民への説明）
- ・ 合併前準備期間が十分である。（新市長及び議員の選挙準備、市長職務執行者の決定、暫定予算の調整、行政委員会委員の選任、収入役職務代理者の選任、地方税の準備、出納の閉鎖、新市への移行準備、事務の引継ぎ、庁舎や事務所の移転等）
- ・ 合併協定項目の協議や各種事務事業の調整に要する期間が十分である。
- ・ 合併するための県や国への所要の手続きに要する日数が十分である。
- ・ 事務組織及び機構の整備方針、本庁・支所の業務基本方針等電算システム統合に向けての諸準備作業が安全かつ確実である。
- ・ 電算システム統合に向けて、現状分析、方針の決定、事務のすり合わせ、方針を受けてのシステム概要設計、システム詳細仕様協議、データーの統合、システムの変更と移行システム開発、移行作業、テストデーター、職員研修、並行運用と作業がスムーズに行える。（税務情報、住民情報、福祉等各種情報、財務会計システム等の行政内部情報等のシステム移行が混乱を招くことなく確実な方法で行うことができる）
- ・ 関係外部団体との調整作業が容易である。（電算システム関係や公共的団体、各種団体との調整）
- ・ 合併特例法の一部を改正する法律案の経過措置を踏まえた（平成17年3月31日までに市町が議会の議決を経て県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併）スケジュールであり、現行の合併特例法の規定が引き続き適用される予定である。
- ・ 10月の連休明けにより電算システム等の移行が無理なく行うことができ、窓口業務の混乱を避けることができる。
- ・ 連休に電算住基システム等移行点検し、休日明けに実質的な新市がスタートする。
- ・ 10月に行われている祭事が終わっての選挙が予想されるので、住民への影響が少ない。

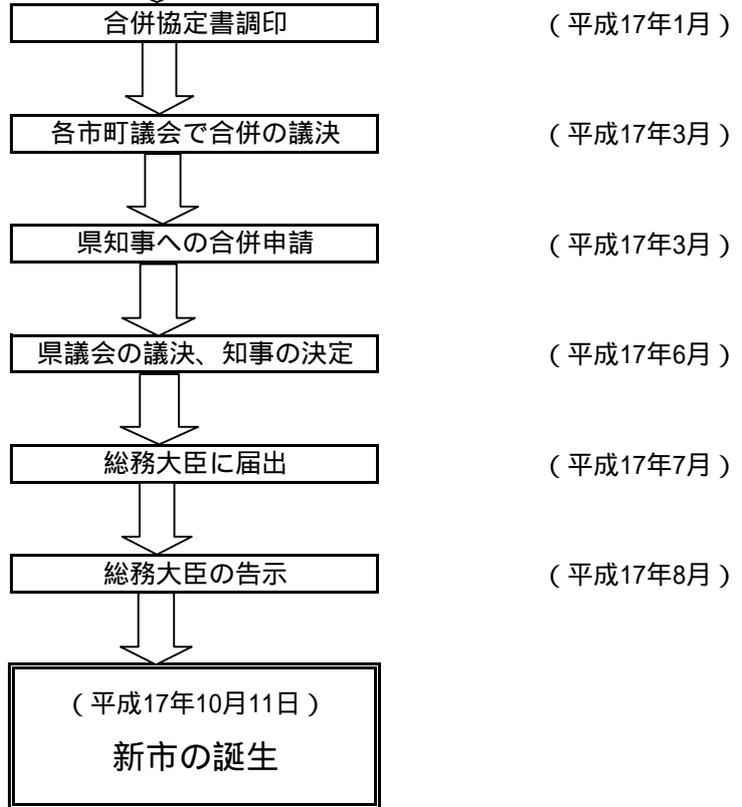
法定協議会の設置（平成16年4月1日）
観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会



合併の準備（新市の体制づくり）

- ・ 組織機構の整備
- ・ 決算、機構の整備
- ・ 条例、規則等の整備
- ・ 各種事務事業の整備
- ・ 電算システム統合
- ・ 各種団体との調整
- ・ 住民への周知
- ・ 各課の事務引継ぎ

その他、必要な準備、調整等



議案第 8 号

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会スケジュール（予定）と会議の進め方（案）について

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会スケジュール（予定）と会議の進め方について、別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 4 月 2 2 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

会 長 平 野 清

合併協議会スケジュール（予定）

平成15年度		平成16年度		平成17年度	
年月	事業	年月	事業	年月	事業
4月		4月	合併協議会設置 合併協定項目協議開始 新市建設計画策定開始 電算システム統合に向けての調査	4月	
5月		5月	合併協議会だよりの発行 ホームページ開設	5月	各種事務事業調整終了 合併準備 (人事・組織・条例・規則) 新市予算調整
6月		6月		6月	県議会の議決 県知事の決定
7月		7月	組織機構の整備方針決定 本庁・支所組織体制、業務方針決定	7月	総務大臣届出
8月		8月		8月	総務大臣告示 電算システムの完成 一部事務組合規約変更
9月		9月		9月	市長職務執行者の選任
10月		10月		10月	新市の誕生
11月		11月	新市建設計画 (県知事事前協議) 合併協定項目・新市建設 計画原案の取りまとめ	11月	
12月		12月	住民説明会 新市建設計画 (県知事正式協議) 合併協定書内容の確認	12月	
(16年) 1月	合併研究会設置 予算・事業内容協議 合併協定項目事前協議	(17年) 1月	合併協定書調印 調印後の各種事務事業の 調整開始	(18年) 1月	
2月	合併協議会設置準備	2月		2月	
3月	合併協議会設置議案提出 市町議会設置議案議決	3月	市町議会合併議決 県知事への申請	3月	

合併協議会会議の進め方(案)

1 原則

幹事会等で協議した事項については、合併協議会において報告又は提案し、合併協議会での承認をもって最終決定する。

2 各種事項の位置づけ・進め方

(1) 報告事項については、下記に属する事項とし、合併協議会会議で報告する。

- ・既に決定している事項で、協議会で共通認識を要する事項
- ・前回及びそれ以前の会議で、承認を受けた案件に関する確認事項
- ・前回及びそれ以前の会議でおおむね承認を受けた案件に関する訂正事項
- ・前回会議からこれまでに実施した事業に関する報告事項
- ・規約、規程等により会長等の権限によって定められた事項
- ・調査、研究したものを報告する事項
- ・その他合併に関する事項

(提案番号の標記 報告第 号 最終提案事項まで通し番号とする)

(2) 協議事項については、下記に属する事項とし、合併協議会会議で内容説明し、その後委員の意見・要望を聴取し、その場で決定できる事項は決定し、さらに、調査や議論を要する事項については継続協議等とする。

・協議会の運営に関する事項で、規約等の規定により、合併協議会会議に諮り決定する事項

・協定項目に関連する事項で、合併協議会会議に諮り決定する事項

(提案番号の標記 議案第 号)

・幹事会等で協議した事項について、合併協議会で協議決定すべき事項

・その他合併に関する重要事項

(提案番号の標記 協議第 号 提案番号は合併協定項目番号とする)

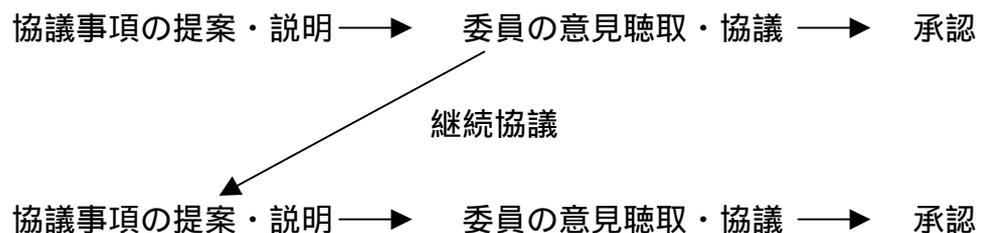
(同じ項目で、これまでの確認内容を踏まえて新たに提案の時は、協議第 号 協議題(その1))

(継続して提案の時は、協議第 号 協議題(継続協議))

(3) その他

・会議の開催日程に関する事項

(4) 協議事項の決定過程



議案第 9 号

合併協定項目（案）について

合併協定項目（案）について、別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 4 月 2 2 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

会 長 平 野 清

合併協定項目(案)

協定項目

- 1 合併の方式
- 2 合併の期日
- 3 新市の名称
- 4 事務所の位置
- 5 財産及び債務の取扱い
- 6 議会議員の定数及び任期の取扱い
- 7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
- 8 一般職の職員の身分の取扱い
- 9 特別職の職員の身分の取扱い
- 10 事務組織及び機構の取扱い
- 11 条例・規則等の取扱い
- 12 町・字の区域及び名称の取扱い
- 13 地方税の取扱い
- 14 使用料・手数料等の取扱い
- 15 一部事務組合等の取扱い
- 16 公共的団体等の取扱い
- 17 消防団・海防団の取扱い
- 18 各種団体への補助金、交付金等の取扱い
- 19 国民健康保険事業の取扱い
- 20 介護保険事業の取扱い
- 21 慣行の取扱い
- 22 公の施設の取扱い
- 23 その他(各種事務事業の取扱い)
 - 広聴広報・情報公開関係
 - コミュニティ関係
 - 男女共同参画関係
 - 人権擁護関係
 - 消防・防災関係
 - 交通関係
 - 納税関係
 - 電算システム事業関係
 - 国際交流・友好都市関係
 - 各種福祉制度関係
 - ア 子育て支援関係
 - イ 高齢者福祉関係
 - ウ 障害者福祉関係
 - エ 生活保護関係
 - 国民年金関係
 - 保健・衛生関係
 - 環境対策関係
 - ごみ・し尿処理関係
 - 上水道等事業関係
 - 下水道等事業関係
 - 農林水産事業関係
 - 商工観光事業関係
 - 建設事業関係
 - 都市計画事業関係
 - ㉑ 公営住宅関係
 - ㉒ 学校教育関係
 - ㉓ 学校等の通学区域関係
 - ㉔ 学校給食関係
 - ㉕ 生涯学習関係
 - ㉖ 人権・同和教育関係
 - ㉗ 文化振興関係
 - ㉘ 競輪事業関係
 - ㉙ 土地開発公社関係
 - ㉚ 社会福祉協議会関係
 - ㉛ その他

新市建設計画

合併協定項目一覧（案）

項目	検討項目	検討内容
1 合併の方式	<p>新設（対等）合併 旧市町を廃止して、新しい市を設置すること。</p> <p>編入合併 一つの市町を廃止、その区域を他の市町の区域に編入すること。</p>	<p>第1回協議会にて確認 観音寺市、三豊郡大野原町、同郡豊浜町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併とする。</p>
2 合併の期日	合併協議会による調印日や各議会の議決日ではなく、新市として施行する期日	第2回協議会にて提案 合併の期日については、合併特例法の改正を前提に平成17年10月1日とする。
3 新市の名称	新市の名称	<p>新設合併の場合は、合併に伴い各市町の法人格が消滅するため、新市の名称を決める必要があります。</p> <p>第1回協議会にて確認 観音寺市・大野原町・豊浜町合併研究会において選定された4点（観音寺、西香川、ひうち、三豊）の新市の名称候補と選定理由書をもとに合併協議会で選定し、決定する。</p>
4 事務所の位置	新市の市役所（本庁）の位置	<p>第1回協議会にて確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新市の事務所の位置は、当分の間、観音寺市坂本町一丁目1番1号（現在の観音寺市役所）とする。 2 現在の大野原町、豊浜町のそれぞれの役場の位置に支所を置くものとする。 3 庁舎の方式については、本庁方式とするが、支所については、従来の住民サービスを極力低下させないように配慮した組織・機構とする。 なお、本庁、支所の具体的機能については、組織及び機構に関する事項の中で協議する。 4 新庁舎については、将来建替えの時に協議する。
5 財産及び債務の取扱い	財産及び債務（土地、建物、債権・債務等）	原則的には、合併関係市町が持っている財産及び債務、公的施設は、新市に引き継ぐこととなります。特段の事情がある場合、財産区を設けることができます。
6 議会議員の定数及び任期の取扱い	議会議員の定数、任期	新設合併の場合は、各市町のすべての議員が身分を失うこととなりますが、合併特例法で、合併後一定期間に限り、議員定数、任期に関する特例が定められています。
7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	農業委員会委員の定数、任期	新設合併の場合は、各市町のすべての委員が身分を失うのが原則です。しかし、選挙による委員の定数、任期に関する特例が定められています。

項目	検討項目	検討内容
8 一般職の職員の身分の取扱い	市町職員の身分	新設合併の場合は、市町の法人格が消滅するため、一般職の職員は身分を失うこととなりますが、合併特例法では、引き続き新市の職員として身分保障がされています。
9 特別職の職員の身分の取扱い	常勤特別職（市町長、助役、収入役、教育長など）及び非常勤特別職（教育委員、選挙管理委員など）の身分	新設合併の場合は、首長をはじめ特別職は全員身分を失うこととなります。 こうした特別職の職員の処置について協議する必要があります。
10 事務組織及び機構の取扱い	整備方針、本庁組織、出先機関、附属機関など	新設合併の場合は、条例や規則に基づいて組織や機構を新たに設置する必要があります。
11 条例・規則等の取扱い	市町の条例・規則等	新設合併の場合は、各市町の法人格が消滅するため、条例・規則等はすべて失効するので、新市において条例・規則等を制定する必要があります。
12 町・字の区域及び名称の取扱い	町名、字名及びその区域	町名、字名は、地域の歴史や文化により住民の愛着があるため、従来そのまま存続される場合が多いようです。同一の町名がある場合は、郵便等の混乱を避けるため、調整の必要があります。
13 地方税の取扱い	市町民税、固定資産税、軽自動車税など	各市町間で、税目・税率が異なる場合は、合併後急激に税額が高くなったりしないよう調整する必要があり、合併特例法で5年間は不均一の課税が認められています。
14 使用料・手数料等の取扱い	上下水道料金、各種施設使用料、証明手数料	各市町間の上下水道料金、同一目的の施設や事務に係る使用料・手数料が異なる場合は、あらかじめその取扱いについて調整しておく必要があります。
15 一部事務組合等の取扱い	関係一部事務組合、第三セクター	新設合併に伴い、市町の法人格が消滅するため、構成団体が合併関係市町のみ的一部事務組合も同時に消滅し、新市の事務に組み入れられます。 また、構成団体に合併関係市町以外が含まれる場合は、各市町は脱退し、新市において加入手続きを行うこととなります。
16 公共的団体等の取扱い	商工会議所、婦人会、青年団	合併後、新市としての一体感を醸成する上からも統合されるのが理想的であり、これらの団体への働きかけの基本方針について協議する必要があります。
17 消防団・海防団の取扱い	消防団・海防団の組織	消防団等については、各市町によって組織や待遇が異なるため、統合に向けて、調整を図る必要があります。
18 各種団体への補助金、交付金等の取扱い	各種団体への補助金	各市町において、各種団体に交付している補助金等について、合併に際して、制度の調整を行う必要があります。
19 国民健康保険事業の取扱い	国民健康保険税、運営協議会など	国民健康保険事業については、各市町が保険者となって運営しており、保険料率等が各市町で異なるため、合併に際して、一元化する必要があります。

項目	検討項目	検討内容
20 介護保険事業の取扱い	介護保険料、介護保険事業計画など	介護保険事業については、各市町が保険者となって運営しており、介護保険料等が各市町で異なるため、合併に際して、一元化する必要があります。
21 慣行の取扱い	市町章、市町民憲章など	市町章、市町民憲章、市町の花・木・鳥、祭り等の各種慣行について、地域の伝統文化等と結びつきが強いものについては引継ぐこととし、その他のものについては統一に向けて調整する必要があります。
22 公の施設の取扱い	管理・運営など	各市町で整備している各種の公の施設について、各市町で管理・運営方法が異なるため、調整を図る必要があります。
23 その他（各種事務事業の取扱い）	広聴広報・情報公開関係 コミュニティ関係 男女共同参画関係 人権擁護関係 消防・防災関係 交通関係 納税関係 電算システム事業関係 国際交流・友好都市関係 各種福祉制度関係 ア 子育て支援関係 イ 高齢者福祉関係 ウ 障害者福祉関係 エ 生活保護関係 国民年金関係 保健・衛生関係 環境対策関係 ごみ・し尿処理関係 上水道等事業関係 下水道等事業関係 農林水産事業関係 商工観光事業関係 建設事業関係 都市計画事業関係 ①公営住宅関係 ②学校教育関係 ③学校等の通学区域関係 ④学校給食関係 ⑤生涯教育関係 ⑥人権・同和教育関係 ⑦文化振興関係 ⑧競輪事業関係 ⑨土地開発公社関係 ⑩社会福祉協議会関係 ⑪その他	各市町で実施している独自の各種事業については、合併に伴い住民に直接大きな影響を与えるものや多額の経費を要するものについて、これまでの経緯、実情を考慮し、住民サービスの低下につながらないように留意しながら、合理化・効率化に努める必要があります。その調整方針がまとまりしだい、随時、協議会に提案します。

合併協定項目(案)項目別協議スケジュール(予定)

項 目		平成16年度																					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	(H17年)1月												
協定項目	1 合併の方式	提案▶確認																					
	2 合併の期日	提案▶確認																					
	3 新市の名称	提案▶確認																				
	4 事務所の位置	提案▶確認																					
	5 財産及び債務の取扱い				提案▶確認																	
	6 議会議員の定数及び任期の取扱い			提案▶確認																			
	7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い			提案▶確認																			
	8 一般職の職員の身分の取扱い			提案▶確認																			
	9 特別職の職員の身分の取扱い			提案▶確認																			
	10 事務組織及び機構の取扱い				提案▶確認																	
	11 条例・規則等の取扱い				提案▶確認																	
	12 町・字の区域及び名称の取扱い									提案▶確認												
	13 地方税の取扱い									提案▶確認												
	14 使用料・手数料等の取扱い									提案▶確認												
	15 一部事務組合等の取扱い							提案▶確認														
	16 公共的団体等の取扱い							提案▶確認														
	17 消防団・海防団の取扱い				提案▶確認																	
	18 各種団体への補助金、交付金等の取扱い							提案▶確認														
	19 国民健康保険事業の取扱い							提案▶確認														
	20 介護保険事業の取扱い							提案▶確認														
	21 慣行の取扱い									提案▶確認												
	22 公の施設の取扱い									提案▶確認												
	23 その他(各種事務事業の取扱い)			随時 提案 確認▶																		
新市建設計画	▶																					

最終確認

住民説明会 / 合併協定書(案)提案・確認

合併協定書調印

議案第10号

事務事業の調整の基本方針（案）について

事務事業の調整の基本方針（案）について、別紙のとおり提出する。

平成16年4月22日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

会 長 平 野 清

事務事業の調整の基本方針（案）

1 事務事業調整の基本的な考え方

事務事業の調整とは、観音寺市、大野原町、豊浜町の1市2町が現在行っている各種の事務事業について、現在の状況を踏まえつつ、調整を行い、新市においてどのように事務事業を進めていくのかを明らかにすることをいう。

この事務事業の調整については、次の7つの基本原則をもとに、総合的に勘案して実施するものとする。

一体性の確保の原則

新市に移行する際、住民生活に支障が生じないように、速やかな一体性の確保に努める。

住民福祉の向上の原則

住民サービス及び住民福祉の向上に努める。

負担公平の原則

負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。

健全な財政運営の原則

新市において健全な財政運営に努める。

行政改革推進の原則

行政改革の推進の観点から事務事業の見直しに努める。

地方分権型社会への対応の原則

地方分権型社会への対応の観点から、創意工夫と地域の特性を踏まえた事務事業の見直しに努める。

適正規模準拠の原則

新市の自治体の規模に見合った事務事業の見直しに努める。

2 事務事業調整の基本的区分

次の区分に従って、事務事業の調整を行い、新市においてどのように事務事業を進めていくのかを明らかにする。

1 市 2 町で取扱いが共通する事務事業

現行どおり実施するもの、合併前に見直しを行うもの、合併後に見直しを行うものにそれぞれ区分し、調整する。

1 市 2 町で取扱いが異なる事務事業

これまでの実施状況に配慮しながら、合併前に一元化すべきもの、合併後に一元化するもの、合併後も現行どおり実施するものにそれぞれ区分し、調整する。

議案第 1 1 号

新市建設計画策定の進め方（案）について

新市建設計画策定の進め方（案）について、別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 4 月 2 2 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

会 長 平 野 清

新市建設計画策定の進め方（案）

1 新市建設計画の趣旨

合併後の新市の将来ビジョンとなる新市建設計画（新市まちづくり計画）を策定する。この計画は、新市の将来進むべき方向を示すマスタープランとして、新市の建設を総合的かつ効果的に推進するとともに、合併後の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上に資するために策定する。

また、この計画の内容は新市が発足した後に策定される新市の基本構想や基本計画に引き継がれることとなる。〔別紙概要図参照〕

2 新市建設計画の構成

本計画は、つぎの4事項を基本とする。

- (1) 新市のまちづくりの基本方針
- (2) 新市のまちづくりの根幹となるべき事業に関する事項
- (3) 公共的施設の統合整備に関する事項
- (4) 新市の財政計画

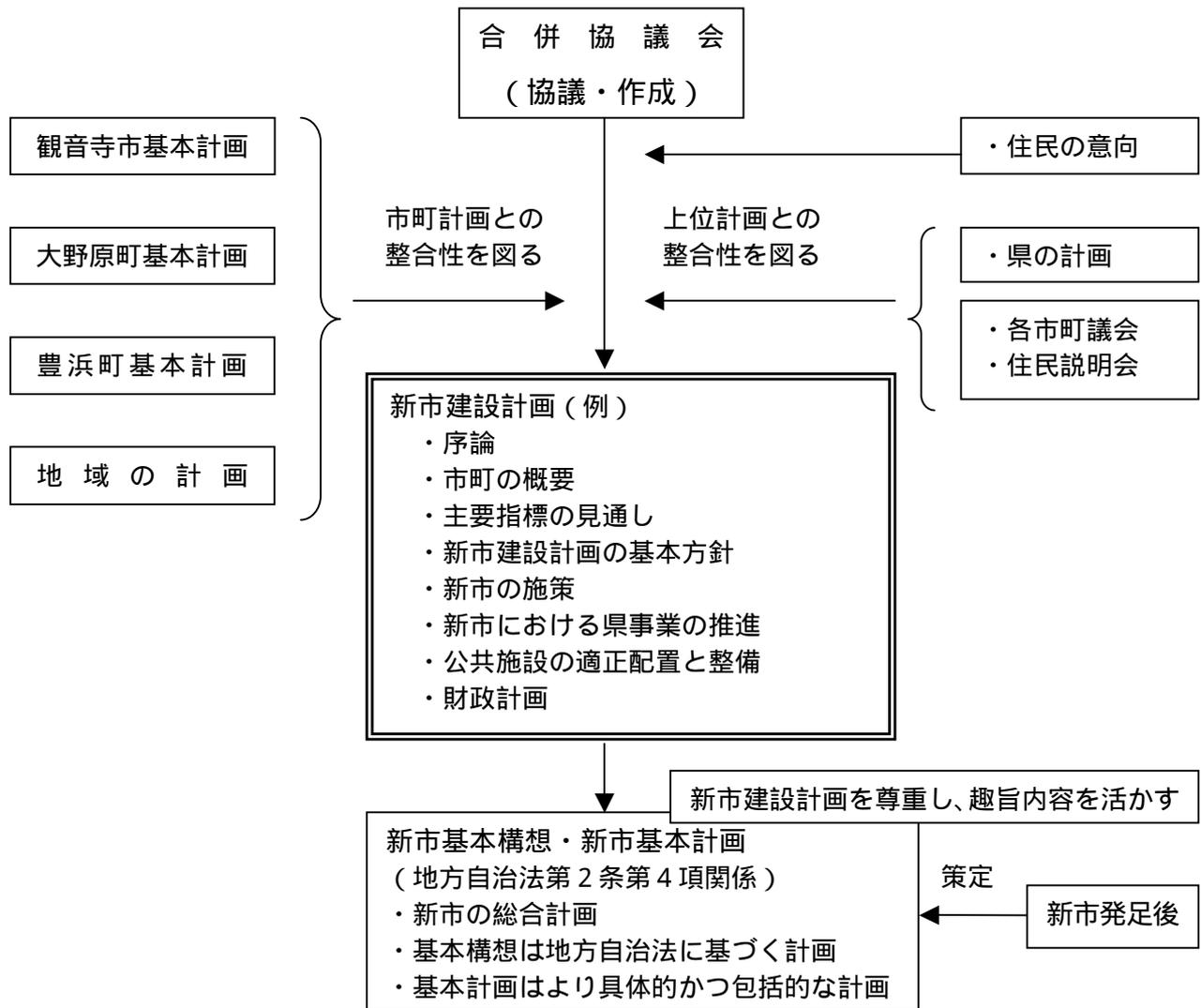
3 新市建設計画の策定方針

合併協議会で策定する新市建設計画については、おおむね次のような事項に留意する必要がある。

- (1) 本計画は、観音寺市・大野原町・豊浜町の合併後の新市におけるまちづくり全般のマスタープランとなるものであり、本計画の実現を図ることにより、1市2町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を目指すものとする。なお、新市の進むべき方向についてより詳細かつ具体的内容については、新市において策定する基本構想及び基本計画に委ねるものとする。
- (2) 本計画は、新市を建設していくための基本方針を実現するための主要事業、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画を中心として構成するものとする。
- (3) 本計画における主要事業、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画は、合併後おおむね10年間について定めるものとする。

- (4) 新市建設の基本方針を定めるにあたっては、将来を展望した長期的視点に立つものとする。
- (5) 公共的施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化をきたさないよう十分配慮し、地域バランス、さらに財政事情を考慮しながら逐次整備していくものとする。
- (6) 財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して決定するものとする。

新市建設計画の概要図



関係法令

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

（市町村建設計画の作成及び変更）

第5条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

1. 合併市町村の建設の基本方針
2. 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設計画の根幹となるべき事項に関する事項
3. 公共的施設の統合整備に関する事項
4. 合併市町村の財政計画

2 市町村建設計画は、合併市町村の建設計画を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。

3 合併協議会は、市町村建設計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、合併関係市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。

4 合併協議会は、前項の規定により市町村建設計画を作成し、又は変更したときは、直ちに、これを公表するとともに、総務大臣及び合併関係市町村を包括する都道府県の知事に送付しなければならない。

（以下省略）

(3) その他

(1) 第 3 回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について

・日 時 平成 1 6 年 5 月 1 3 日 (木) 午後 1 時 3 0 分から

・場 所 大野原町中央公民館 3 階講義室

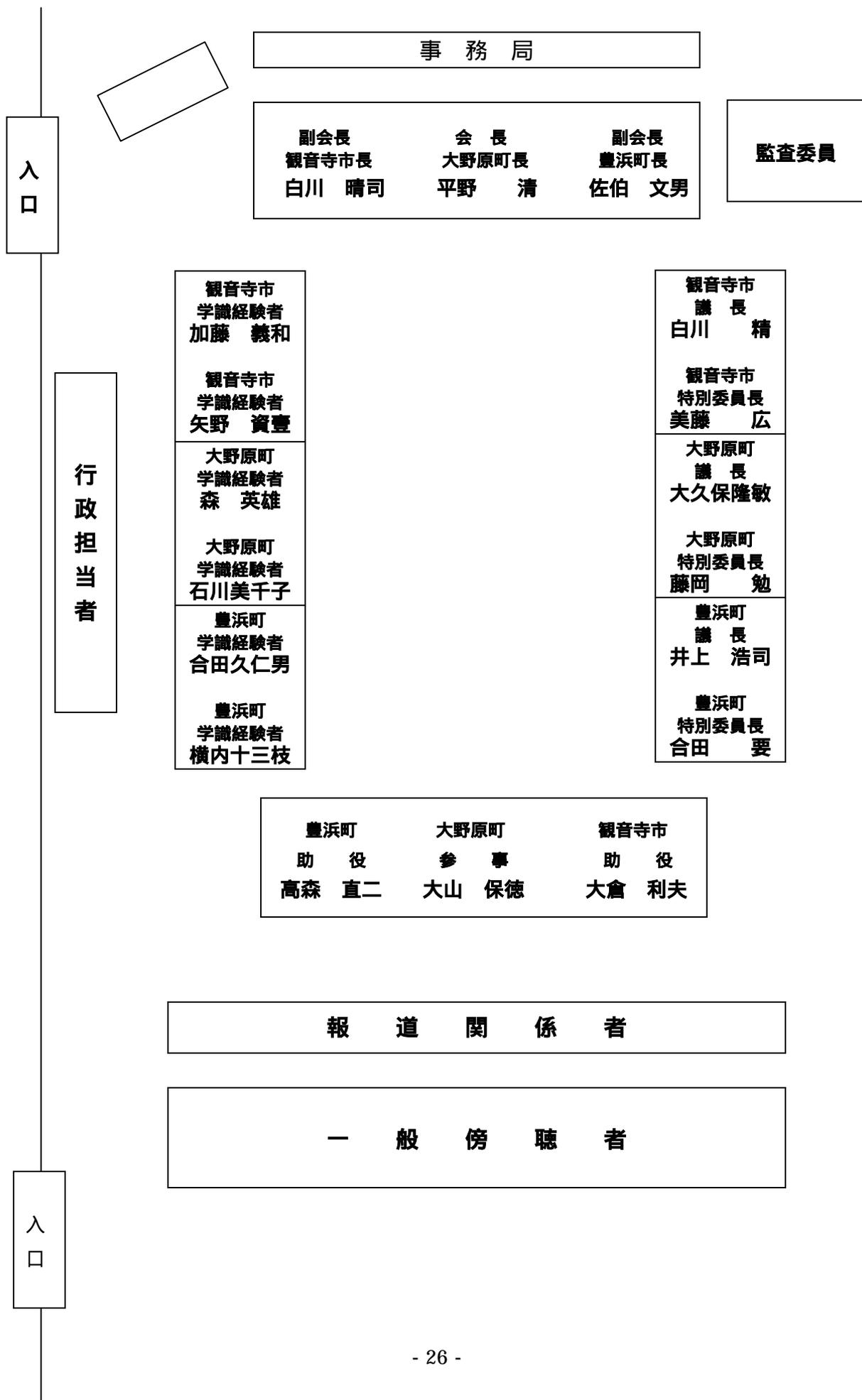
観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会名簿

委員区分	職名	氏名	帰属団体役職等
	会長	平野 清	大野原町長
1号委員	副会長	佐伯 文男	豊浜町長
		白川 晴司	観音寺市長
	委員	大倉 利夫	観音寺市助役
		大山 保徳	大野原町参事
		高森 直二	豊浜町助役
		白川 精	観音寺市議会議長
2号委員	大久保隆敏	大野原町議会議長	
	井上 浩司	豊浜町議会議長	
	美藤 広	観音寺市議会市町合併調査特別委員会委員長	
	藤岡 勉	大野原町議会合併問題研究特別委員会委員長	
	合田 要	豊浜町議会合併問題研究特別委員会委員長	
	3号委員	加藤 義和	学識経験者（観音寺市）
矢野 資壹		学識経験者（観音寺市）	
森 英雄		学識経験者（大野原町）	
石川美千子		学識経験者（大野原町）	
合田久仁男		学識経験者（豊浜町）	
横内十三枝		学識経験者（豊浜町）	
監査委員	伊瀬 均	（観音寺市）	
	大廣 清雄	（豊浜町）	

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事務局名簿

	役 職	氏 名	帰 属 団 体
1	事務局長	大木 和郎	観音寺市
2	次 長	象山 稔彦	香川県
3	総務広報班長	石川喜代美	大野原町
4	総務広報班	長谷川加奈子	豊浜町
5	調 整 班 長	好川 高雄	観音寺市
6	調 整 班	合田 博晃	大野原町
7	調 整 班	山地 康博	観音寺市
8	計 画 班 長	合田 善春	豊浜町
9	総務広報班	藤井久美子	大野原町臨時職員
10	調 整 班	細川 勝美	大野原町臨時職員
11	計 画 班	小山 悟司	大野原町臨時職員

第2回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会 席次表



事務局

副会長 観音寺市長 白川 晴司	会 長 大野原町長 平野 清	副会長 豊浜町長 佐伯 文男
-----------------------	----------------------	----------------------

監査委員

入口

行政担当者

観音寺市 学識経験者 加藤 義和
観音寺市 学識経験者 矢野 資壹
大野原町 学識経験者 森 英雄
大野原町 学識経験者 石川美千子
豊浜町 学識経験者 合田久仁男
豊浜町 学識経験者 横内十三枝

観音寺市 議 長 白川 精
観音寺市 特別委員長 美藤 広
大野原町 議 長 大久保隆敏
大野原町 特別委員長 藤岡 勉
豊浜町 議 長 井上 浩司
豊浜町 特別委員長 合田 要

豊浜町 助 役 高森 直二	大野原町 参 事 大山 保徳	観音寺市 助 役 大倉 利夫
---------------------	----------------------	----------------------

報 道 関 係 者

一 般 傍 聴 者

入口